

障がい者制度改革推進本部
(内閣総理大臣を本部長としすべての
国務大臣で構成)

障がい者制度改革推進会議
(障害者、障害者の福祉に関する事
業に従事する者、学識経験者等)

部会(施策分野別)

●障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、H21年12月8日閣議決定により設置。

●当面5年間を障害者制度改革の集中期間と位置付け、

- ・ 改革推進に関する総合調整
- ・ 改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進
- ・ 「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。

●障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について意見。

(H22年1月以後開催し、6月7日に第一次意見取りまとめ。雇用分野については、第4回、第10回に省庁ヒアリングを実施。その後、12月17日に第二次意見取りまとめ。)

必要に応じ、部会を開催。

- ・ 総合福祉部会をH22年4月に設置し、18回開催。8月30日に提言取りまとめ。
- ・ 障害者差別禁止法(仮称)の制定に向け、差別禁止部会をH22年11月に設置。

【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・ 障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・ 障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・ 教育
- ・ 労働・雇用
- ・ 障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月以後開催) 等

* 障害者総合福祉法(仮称)の制定に向け、就労分野について推進会議と総合福祉部会の合同作業チームを5回開催(非公開)。23年6月に報告書をまとめ、総合福祉部会に提出。

障がい者制度改革推進会議差別禁止部会の開催について

〔平成22年11月1日〕
障がい者制度改革推進会議決定

- 1 障がい者制度改革推進会議の開催について（平成21年12月15日障がい者制度改革推進本部長決定）第5項に基づき、障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けた検討を効果的に行うため、障がい者制度改革推進会議差別禁止部会（以下「差別禁止部会」という。）を開催する。
- 2 部会長は、構成員の互選により決定する。
- 3 差別禁止部会の議事手続及び公開については、障がい者制度改革推進会議の例による。
- 4 差別禁止部会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、差別禁止部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。

障がい者制度改革推進会議差別禁止部会構成員等名簿

※◎は部会長、○は副部会長

(構成員)

- | | | |
|---|--------|---|
| | 浅倉 むつ子 | 早稲田大学教授 |
| | 池原 毅和 | 弁護士 |
| ○ | 伊東 弘泰 | 特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会会長 |
| | 大谷 恭子 | 弁護士 |
| | 太田 修平 | JDF障害者の差別禁止等権利法制に関する小委員会委員長 |
| | 伊藤 彰久 | 日本労働組合総連合会生活福祉局長 |
| | 川内 美彦 | 東洋大学教授 |
| | 川島 聡 | 東京大学大学院特任研究員 |
| ○ | 竹下 義樹 | 社会福祉法人日本盲人会連合副会長、弁護士 |
| | 西村 正樹 | 日本労働組合総連合会特別委員、自治労障害労働者全国連絡会代表幹事、北海道庁職員 |
| | 野沢 和弘 | 毎日新聞論説委員 |
| | 松井 亮輔 | 法政大学名誉教授 |
| ◎ | 棟居 快行 | 大阪大学教授 |
| | 山崎 公士 | 神奈川大学教授 |
| | 山本 敬三 | 京都大学教授 |

(オブザーバー)

- | | | |
|--|-------|--------------------|
| | 遠藤 和夫 | 日本経済団体連合会労働政策本部主幹 |
| | 松本 謙治 | 日本商工会議所産業政策第二部担当部長 |

(専門協力員)

- | | | |
|--|-------|-------------|
| | 永野 仁美 | 上智大学准教授 |
| | 引馬 知子 | 田園調布学園大学准教授 |

(敬称略 五十音順)